

東北町テレビ「動画作品」募集要項

(令和5年7月27日)

東北町デジタル共同受信施設運用検討委員会

1. 目的

東北町に関連した動画作品を広く一般の人から募集し、東北町テレビで放送すること等により、町の魅力や事物を多彩な動画作品で紹介し、町の発信する情報をより身近なものとして感じていただくことを目指します。

2. 投稿内容

東北町をテーマにした動画で、個人の投稿者自身が撮影した未発表の作品

3. 投稿方法

作品ごとに投稿用紙【様式第1号】等を添えて「DVD-R」等の記憶メディアを下記提出先まで郵送又は持参してください。送料は投稿者負担となります。町に提出された記憶メディアは返却しません。

【提出先】〒039-2492

青森県上北郡東北町上北南四丁目32番地484

東北町役場本庁舎 企画課内 東北町テレビ「動画作品」募集係

電話0176-56-4082 (直通)

4. 投稿作品の仕様

3分程度(最長5分まで)の動画でファイル形式はWindowsMediaベースとし、MP4、aviまたはwmvファイルとしてください。(他のファイル形式については、個別に問い合わせください。)

テロップやナレーションは自由に使用して、編集してください。ただし、事実の改変や過度の加工はしないでください。

東北町は原則として編集は行いませんが、放送に当たって投稿者の承諾を得た上で、必要に応じ動画や動画説明文等について編集、修正等を行う場合があります。

5. 事前審査

投稿された動画作品は、放送前に当要項に基づき町が審査し、放送に適さない内容であると東北町が判断した場合は放送しません。その場合でも提出された記憶メディアや投稿用紙等は原則として返却しませんが、放送しない理由を投稿者に連絡します。

6. 投稿作品の放送等

投稿作品は、東北町テレビ(地上デジタル11ch)で放送します。また、東北町YouTube等で配信する場合があります。

放送始期は、番組編成上の都合がありますので東北町で決定します。
放送期間は、おおむね1箇月程度を予定しています。
投稿作品は、放送に適した内容であっても番組編成上の都合により放送しない場合があります。

7. 第三者の権利等

著作権、肖像権、第三者の権利を侵害しないように、必要な許諾を得た上で、撮影してください。投稿者と第三者との間で著作権侵害等その他の理由により問題・紛争が生じた場合は、その責任は全て投稿者が負うものとしします。

8. 投稿用紙

投稿用紙【様式第1号】等の記載事項は全て投稿者自身が作成してください。

9. 禁止行為

次に掲げる事項について該当する場合は投稿できません。

- ①特定の主義主張をするもの（宗教、政治活動、社会問題に類するもの）
- ②著作権、肖像権、プライバシー等、第三者の権利を侵害するもの、又は侵害を助長するもの。また、これらに関して適切かつ必要な許諾を得ていないもの
- ③公序良俗に反するもの
- ④公共の福祉に反するもの
- ⑤人権侵害となるもの又はそのおそれがあるもの
- ⑥一般に不快感を与えるもの
- ⑦営業活動に通じるもの、営利目的に撮影されたもの
- ⑧個人を特定できる情報（氏名、住所等）を含むもの
- ⑨第三者への誹謗・中傷・批判するもの又はそのおそれのあるもの
- ⑩個人の売名行為又はそのおそれのあるもの
- ⑪撮影禁止場所で撮影したもの
- ⑫法令等に違反又は違反を助長するもの

10. 放送の中止

放送開始後、投稿者に事前連絡なしにやむを得ず放送を中止する場合があります。

11. 免責事項

- ①記憶メディアの送付時の事故・破損については、東北町は一切の責任を負いません。
- ②視聴者が番組に含まれる情報の利用に伴い問題が生じた場合等、第三者との間で生じた問題について、東北町は一切の責任を負わないものとしします。

③投稿者が番組を放送する・しない、放送中止に伴う損害・損失を被った場合は、東北町は一切責任を負わないものとします。

12. 投稿作品の著作権

投稿物の著作権は投稿者に帰属します。ただし、当要項の範囲内において投稿物を無償で自由に使用できるものとします。

13. 要項等の変更・削除

予告なしに当要項の内容を変更又は削除することがあります。

14. 個人情報

投稿用紙に記載された個人情報は厳重に管理し、東北町テレビ以外の目的には使用しません。

15. 提供データの破棄

投稿物の電子データ及び記憶メディアは、東北町の責任において関係法令等を順守の上消去・廃棄します。